

(前頁から)

つれて、地力の維持増進や稻の早期栽培が普及し、これの跡作として飼料作物の導入、災害回避、畑作振興などが進み、その他地域においても同様な発展を示してきたことによるものと思われる。

しかし一方、酪農家の普及率は、県下農家総数の四・二%で、酪農家一戸当たり乳牛の飼養規模は約一・五頭となつてお

り、又搾乳牛一頭当たりの搾乳量は年間二〇石未満のものが多く、まだまだ低い状態にある。

### 乳価と牛乳の流通……★

さらに乳価の面では、現在では幸い牛乳需給の均衡が保たれていて全国平均乳価を上まわっているが、酪農家の生産費自給度は四三%程度でコスト高の大きな原因となつてゐる。又、乳牛の経済的年令が短く、従つて乳牛の償却費が高くなり、実質的乳価が低くなつてきている。

牛乳の流通及び乳価問題は、生産乳量の少ない間は県内で操作できるが、現在のように平均日量が三〇〇石になつて、又今後ますます増産されて行くことを考

えると、全国的に牛乳の需給、流通と乳

価の影響を受けてくることは当然で、こ

れらの面での総合対策を講じて行く必要があるわけである。

そこでこういった酪農推進のための対策をどうするかについてのべてみよう。

(前頁から)  
をはかる。

### 乳価対策に万全を……★

恒久的対策としては乳価算定方式をたて、乳価支持価格制度の様なものを国で行うことが理想的だが、当面の問題としては生産費の引下げ、流通の改善合理化、消費普及拡大により需給の均衡をはかることが先決と思われる。

乳価は生産者と乳業者との団体交渉によって決定していくことが本筋だが、国策として推進されている酪農を健全に発展させていくためには必要に応じ生乳の取引、乳価の指導を行い、又生産取引の紛争が生じた場合はあつ旋や調停を行つて公正な価格で生乳の取引が行われるよう進めなければならないだろう。

又乳価問題は基本的には需給の均衡如何により左右されることが大きいが、これを合せて今後は乳質が非常に問題になつてくると思われる。そこで乳質の改善指導を行い生産者の実質乳価の向上と牛乳の消費普及に寄与するとともに、一方では県酪農連の一元集荷、多元販売に伴つて乳価の一本化について、これらを全局的に検討を加えながら強く推進していかたい。

次に畜産の合理化をはかるための自給飼料の問題についてその主な点にふれてみよう。

### 飼料の自給

健全な畜産の発展の一つの鍵は飼料の自給度を高めることである。そのためには良質の飼料を増産して、極力購入飼料

(次頁から)

ます酪農經營を改善……★  
生産者段階における全般的な問題としてはまず農業經營を合理化し、牛乳の生産費を引下げて所得の向上をはかることが第一だが、その主な点をあげると次のようなことである。

・飼料作物の計画栽培及び牧野の改良により年間平均した飼料の自給度を向上させる(目標六〇%以上)

・乳牛の飼養管理の改善、空胎防止等により乳牛の経済年限の延長をはかる

・乳牛一頭当たりの産乳能力を向上させ良質な牛乳の生産に努め不良乳を防止する

県では三十四年度から三ヵ年計画で県下の主な酪農地帯を選び、市町村を単位に酪農經營改善計画をたて事業を推進することとし、これに対し援助指導を行うようしている。

計画を樹てた市町村は第一次計画として四年間継続的にこれを押し進め酪農經營の改善と体質改善をはかり、又これと併行しての飼料自給促進事業と乳牛の産乳能力検定事業を進めていきたい。

牛乳流通の改善合理化を……★  
酪農団体の組織を強化して、県酪連による一元集荷多元販売を確立し、集乳の組織と施設を整備していくこと。

又処理所の統合と販売組織等について検討し改善合理化を進める。

さらに牛乳の消費普及……★  
食生活改善と漸次食糧化していくこと

を目標に牛乳乳製品の啓蒙を行うと共に又処理所の統合と販売組織等について検討し改善合理化を進める。

牛乳流通の改善合理化を……★  
酪農団体の組織を強化して、県酪連によ

る一元集荷多元販売を確立し、集乳の組織と施設を整備していくこと。

又処理所の統合と販売組織等について検討し改善合理化を進める。

さらに牛乳の消費普及……★  
食生活改善と漸次食糧化していくこと

を目標に牛乳乳製品の啓蒙を行うと共に又処理所の統合と販売組織等について検討し改善合理化を進める。

牛乳流通の改善合理化を……★  
酪農団体の組織を強化して、県酪連によ

る一元集荷多元販売を確立し、集乳の組織と施設を整備していくこと。

又処理所の統合と販売組織等について検討し改善合理化を進める。

さらに牛乳の消費普及……★  
食生活改善と漸次食糧化していくこと

を目標に牛乳乳製品の啓蒙を行うと共に又処理所の統合と販売組織等について検討し改善合理化を進める。

牛乳流通の改善合理化を……★  
酪農団体の組織を強化して、県酪連によ

る一元集荷多元販売を確立し、集乳の組織と施設を整備していくこと。

又処理所の統合と販売組織等について検討し改善合理化を進める。

## 声たからかに歌おう 「県民の歌」発表会近づく：

第十五回国体の熊本県開催を機として熊本県実行委員会が昨年末選定した「県民の歌」を広く県下に普及させて、熊本県に対する県民全体の熱意と関心をくかめようというものの、入場は無料。多数御来場下さい。

【主催】第十五回国体熊本県実行委員会 熊本市実行委員会 第十五回国体 八代市 熊本県立図書館ホール

【期日と会場】二月二十七日(土)一四〇〇~一六三〇山鹿市 山鹿中学体育館

三月五日(土)一四〇〇~一六三〇山鹿市 山鹿中学体育館

【内容】1、「國体映画「富士に競う」」熊本・八代両市のみ

2、「プラスバンド演奏」熊本・八代両市のみ

3、「県民の歌」発表…高校合唱部

4、「県民の歌」指導 県警・自衛隊・鎮西高校・八代

5、「國体徒手体操」高校・中学校女子

6、「遊戯・ダンス」…小学校・幼稚園

7、「若い力」練習

8、鼓笛バンド演奏…小学校  
9、プラスバンド演奏

★ 国体マークの取扱について

○国体マークは商標法に基き、日本体育協会の所有になつていますのでみだりに使用してはなりません。

○使用される場合は、あらかじめ、県国体事務局(県庁内)の許可を受けて下さい。(諸用紙は事務局にあります)

○商業上の販売又は広告、宣伝に利用する場合は、売価に五分を乗じた額の使用料を徴収しますから、予め使用料を納付してから、使用して下さい。

○正式の国体マークは、三十度傾斜の赤色の火炎を直徑の十分の一の青色の円

○県下各地の国体開催地事務局等で国体マークを使用する場合、或は役場・公会堂等の広報紙等に国体マークを掲載する場合も、県国体事務局の許可を受けて下さい。この場合は使用料はいりません。

○県下各地の国体開催地事務局等で国体マークを使用する場合、或は役場・公会堂等の広報紙等に国体マークを掲載する場合も、県国体事務局の許可を受けて下さい。この場合は使用料はいりません。

○正規の国体マークは、三十度傾斜の赤色の火炎を直徑の十分の一の青色の円

○商業上の販売又は広告、宣伝に利用する場合は、売価に五分を乗じた額の使用料を徴収しますから、予め使用料を納付してから、使用して下さい。

○正式の国体マークは、三十度傾斜の赤色の火炎を直徑の十分の一の青色の円

○県下各地の国体開催地事務局等で国体マークを使用する場合、或は役場・公会堂等の広報紙等に国体マークを掲載する場合も、県国体事務局の許可を受けて下さい。この場合は使用料はいりません。

○正規の国体マークは、三十度傾斜の赤色の火炎を直徑の十分の一の青色の円

○商業上の販売又は広告、宣伝に利用する場合は、売価に五分を乗じた額の使用料を徴収しますから、予め使用料を納付してから、使用して下さい。

○正規の国体マークは、三十度傾斜の赤色の火炎を直徑の十分の一の青色の円

○商業上の販売又は広告、宣伝に利用する場合は、売価に五分を乗じた額の使用料を徴収しますから、予め使用料を納付してから、使用して下さい。